

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の運営に要する経費に対して補助金を交付することにより、防災意識の向上及び防災活動の推進並びに地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 川口市自主防災組織育成要綱に規定する自主防災組織を結成している町会及び自治会（以下「組織」という。）
- (2) 川口市自主防災組織育成要綱に規定する地区防災連合会を結成している地区連合町会（以下「連合会」という。）

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする組織又は連合会の代表者（以下「代表者」という。）は、様式第1号の申請書に、事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、事業の実施前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定又は不交付決定をし、様式第2号の決定通知書により代表者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 代表者は、前条の決定通知書を受領した場合において、当該通知の決定内容に不服があるときは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

(計画変更等の承認)

第8条 代表者は、事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、当該事由の発生後速やかに様式第3号の変更申請書により申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更に係るものにあつては、この限りでない。

2 代表者は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出があつた場合又は前項の報告があつた場合には、交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 代表者は、事業が完了したときは、様式第4号の実績報告書に、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、様式第5号の確定通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金交付手続き)

第11条 前条の確定通知書を受理した代表者が補助金の交付を受けるときは、様式第6号の交付請求書に、同条の確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。なお、本

条の手続きにおいて、代表者と補助金を受入れる者が異なる場合は、様式第7号の委任状を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、組織若しくは連合会が補助金を他の用途に使用したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しを受けた組織又は連合会に対し様式第8号の返還請求書により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 組織又は連合会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第15条 第11条の規定により補助金の交付を受けた組織又は連合会は、当該事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類を常に整備保管しておかなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、組織又は連合会に対して報告を求め、又は当該職員に関係帳簿書類その他の購入品を調査させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和2年度以前の補助金の交付に係る第9条、第11条の規定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和3年度以前の補助金の交付に係る

る別表2（4条関係）の規定については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和5年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和6年5月1日以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和6年4月30日以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象品目

対象	区分	番号	品目
結成	新規結成 (A)	1	新規結成に係る資機材及び倉庫 (同表内参照)
資機材	初期消火資機材 (B)	1	消火器 (※ 1)、消火器格納箱、投擲消火用具
		2	可搬式小型動力ポンプ、組立簡易水槽
		3	ホース、バケツ
	救助用資機材 (C)	1	のこぎり、バール、ジャッキ、つるはし、ハンマー、スコップ、工具セット
		2	チェーンソー、エンジンカッター
		3	ウインチ、ボルトクリッパー、梯子、ロープ
		4	A E D (※ 2)、A E D 格納箱
		5	ヘルメット (※ 3)
		6	軍手、おんぶ帯、かませ木
	救護用資機材 (D)	1	担架、救急箱 (内容物含む)、
		2	毛布、アルミブランケット、アルミシート
		3	簡易トイレ
		4	テント (※ 3)
		5	ろ過浄水器、給水タンク、ウォータータンク
		6	カセットコンロ、カセットボンベ、ガスコンロ、五徳
		7	折畳みリヤカー
		8	車いす、車いす救護用補助装置、階段ストレッチャー
		9	マンホールフック、ブルーシート、ゴム手袋
	水害対策資機材 (E)	1	土のう袋、水のう、止水板
		2	水中ポンプ
		3	救命ボート
	その他 (F)	1	防災服一式 (※ 4)、ビブス (※ 3)
		2	発動発電機、ポータブル電源、簡易ソーラーパネル
		3	コードリール (電源タップは対象外)
		4	長期保存可能な燃料 (缶詰タイプの燃料、L P ガスボンベ、災害時用水電池) (※ 5)
		5	持ち運び可能な照明器具
		6	トランジスタメガホン、ハンドマイク (アンプと同時購入した場合に限り対象)
		7	誘導旗 (※ 4)、手旗
		8	生理用品、紙おむつ、尿漏れシート、おしりふき、口腔シート、歯磨きシート、ウェットティッシュ、マスク
		9	段ボールベッド、簡易ベッド
		10	トランシーバー、ガソリン携行缶 (携行缶のみ)
		11	業務用扇風機 (羽の直径45cm以上、100W以上のものに限る)
		12	防災井戸整備費用 (※ 6)
		13	防災用エレベーターボックス (内容物含む)
		14	黄色タオル・マグネットシート (安否確認用)
		15	ゴミ袋、防水テープ、立ち入り禁止テープ、体温計
		16	備蓄食料・備蓄飲料水 (保存期間が5年以上のものに限る)
	条件付き対象品 (G)	1	乾電池 (乾電池が必要な資機材と同時購入するとき且つ、使用本数分のみ対象)
		2	投光器用三脚 (投光器と同時購入するときのみ対象)
倉庫	防災倉庫 (H)	1	組織及び連合会の防災の用に供する資機材を保管するための倉庫 (※ 7)
	水防倉庫 (H)		
訓練 (※ 8)	消耗品 (I)	1	飲料水 (水、お茶、スポーツドリンク)、軍手、タオル
		2	シューズカバー、粘着テープ、消毒液、誘導板、ポリ袋
		3	簡易カトラリー、簡易食器、ラップ、アルミホイル
		4	ペーパータオル、ティッシュ、ウェットティッシュ
		5	カイロ、模造紙
		6	訓練で使用する消火器、消火薬剤の充填費用
		7	訓練で使用するトレーニング用 A E D
		8	ガソリン、薪、灯油、ガス、カセットガス
		9	ガーゼ、三角巾、ビニールひも、防煙フード
		10	ゴム手袋、ビニール手袋
		11	携帯トイレ、ポンチョ、黄色タオル (安否確認用)
防災計画等 (※ 1 1)	材料費 (J)	1	炊き出し訓練当日に消費する非常食・材料費 (※ 9)
	会場使用料等 (K)	1	訓練当日の会場使用料 (※ 1 0)
		2	訓練当日に必要な印刷費 (※ 1 0)
	地区防災計画 (L)	1	・新規・変更・更新に必要な校正費用 ・新規・変更・更新に必要な印刷費用
	防災マップ (L)		

留意事項

- ※ 1 消火器については、消防法その他関係法令により設置が定められたものは対象としない。
また、廃棄費用は対象外とする。
- ※ 2 A E Dについては、リース契約も対象（契約初年度のみ）とする。また本体のみ補助対象とし、消耗品のみの購入は対象外とする。
- ※ 3 倉庫、テント、ビブス及びヘルメットは、組織名を容易に消えない方法で省略することなく記載すること。その他、指定のない資機材については、納入後、可能な限り組織名を記載すること。
- ※ 4 防災服、誘導旗の作成にあたっては、別に定める川口市の仕様を基準とすること。また、帽子は対象外とする。
- ※ 5 長期保存に適さない携行缶などによる燃料保管は補助の対象としない。また、燃料を保管する場合には、消防法その他の関係法令を遵守するものとする。
- ※ 6 防災井戸整備費用は防災井戸用のポンプ、水質検査に係る費用、防災井戸看板設置に係る費用とする。看板については〇〇（組織名）防災井戸と記載し、住民が容易に防災井戸と認識できる場所に設置すること。
- ※ 7 防災倉庫の撤去・解体費用については、対象外とする。
- ※ 8 バス等借上げ料、防災研修センター等の利用料金、訓練参加者に配布する記念品代、傷害保険加入に係る費用、その他補助金の趣旨に合わないものについては補助の対象としない。また、訓練で使用する消耗品について、訓練に参加する人数分以内に限る。
- ※ 9 炊き出し材料費については、アルファ米、豚汁、カレーに限る。その他の食材料費（弁当・惣菜、お菓子等）については対象としない。
- ※ 1 0 事前の会場使用料及び印刷費については対象外とする。
- ※ 1 1 防災マップについては、避難行動要支援者マップとして活用できるものとする。
と。（ただし、避難行動要支援者情報は、マップへの印刷をせずにシール等で位置を標記するなど配慮をすること。）

別表 2 (第 4 条関係)

補助金の額

対象	対象経費	対象者		算出方法	補助限度額
結成	資機材の購入及び倉庫の購入に係る経費	新規結成	組織	組織構成世帯数に 2 5 0 円を乗じた額に、組織割 3 0 0, 0 0 0 円を加算した額以内で購入する資機材及び倉庫の合計額	8 0 0, 0 0 0 円
			連合会	購入する資機材の合計額	1, 5 0 0, 0 0 0 円
資機材	資機材の購入及び点検整備に係る経費	組織		購入する資機材の合計額の 1 / 2	2 0 0, 0 0 0 円
		連合会		購入する資機材の合計額の 1 / 2	4 0 0, 0 0 0 円
倉庫	防災倉庫等の購入及び整備に係る経費	組織		防災倉庫等を新規に整備する場合又は整備した防災倉庫等が 7 年を経過し整備する場合に係る経費の合計額の 1 / 2	2 0 0, 0 0 0 円
		連合会			
訓練	防災訓練の実施に伴い係る経費	組織(単独)		組織が単独で防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	4 0, 0 0 0 円
		組織(合同)		組織が他の組織と合同で防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	それぞれ 3 0, 0 0 0 円
		連合会		連合会が防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	1 2 0, 0 0 0 円
		組織(共同)		組織が単独でその地区内の市との協定を締結した「洪水時一時緊急避難施設」と共同して、施設の特性を踏まえた垂直避難訓練などを実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	7 0, 0 0 0 円
防災計画等	地区防災計画又は防災マップの作成に係る経費	組織		地区内の全世帯に配布するため、又は変更等の理由により更新するために係る経費の合計額	7 5, 0 0 0 円
		連合会			

注) 1 円以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。